

介護保険法

弁護士 酒井 廣 幸

1997（平成9年）制定されたが（2年に及ぶ国会審議）、準備期間を要したため2000（平成12年）4月から施行。従来、老人福祉と老人保健の2つの異なる制度で行われてきた高齢者介護を、両制度を社会保険方式で統合すべく介護保険法が制定された。要介護状態を、長寿化に伴う普遍的なリスクと捉え、共同連帯の理念に基づき、このリスクを社会全体で支え合う社会保険方式に基礎を置くとされた。

2005（平成17年）改正。

①予防重視型システムへの転換	従来の要支援を要支援1とし、従来の要介護1を要支援2と要介護1に再編する。また、介護予防を推進するため、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを行う「地域支援事業」の創設。
②施設利用者の負担の見直し	介護保険施設における居住費・食費、通所介護・通所リハビリテーションにおける食費を自己負担とし、保険給付の対象外とする。他方、低所得者に対しては、負担限度額を定めて、負担を軽減するとともに、平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う「補足給付」という制度を創設。
③新たなサービス体系の確立	身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を行うため、「地域密着型サービス」の創設、「地域包括支援センター」の設置、居住系サービスの充実。
④サービスの質の確保・向上	良質なサービスが提供されるよう、介護サービス情報の公表、事業者規制の見直し。指定の見直し、指定の更新制度の導入、介護支援専門員の資格の更新性の導入。
⑤負担の在り方・制度運営の見直し	特別徴収の対象を遺族年金・障害年金に拡大、介護認定事務の見直し、保険者による給付などのチェックの強化。

2008（平成20年改正）

①	介護事業者における業務管理体制の整備を義務づけ。
②	事業本部への立ち入り検査権を創設。
③	事業所の廃止・休止届け出の提出を、従来の10日以内の事後届け出制から、廃止・休止の1か月前までの届け出制に改める。
④	廃止時において、サービスが継続されるよう確保対策を義務づける。
⑤	不正請求を行った事業者に対する返還金・加算金に対して、強制徴収ができる。